

船員保険の産休期間中の保険料免除

<改正内容>

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

- ・産前産後休業期間(※)中の船員保険料を免除する。

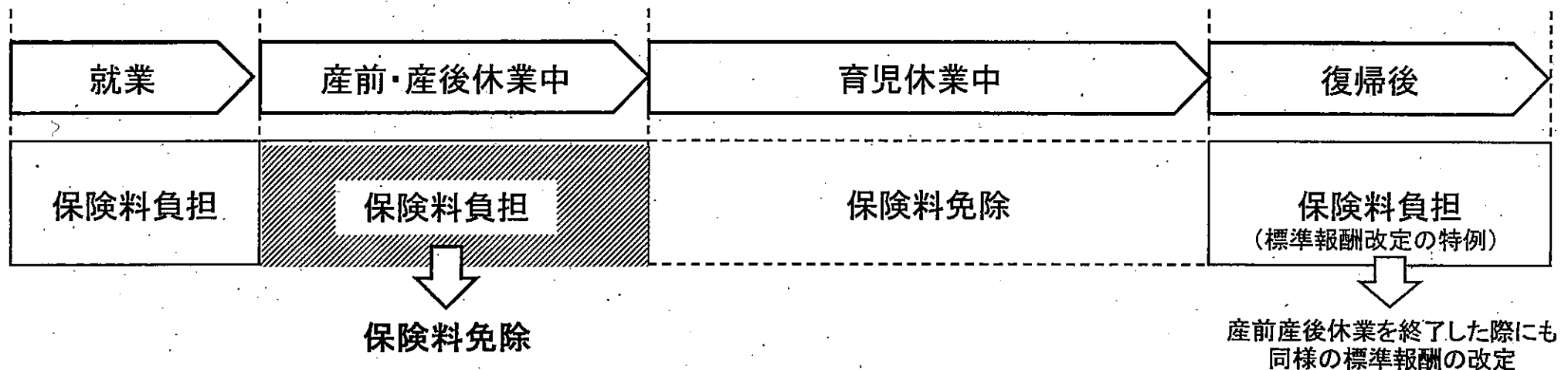
(※) 妊娠中及び産後8週間のうち、被保険者が職務に服さない期間。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

- ・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、実報酬の低下に応じた保険料負担となるよう、産前産後休業終了後の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

(※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。

【現行と改正後の保険料負担のイメージ】



(参考:平成23年度末現在)

○被保険者数58,722人、男女別の被保険者数(男:57,850人、女:872人)

○出産育児一時金 11件/年間、家族出産育児一時金1,152件/年間 ○出産手当金 17件/年間

社会保障・税一体改革大綱（抄）（産休期間中の保険料負担免除関係）

（平成24年2月17日閣議決定）

第1部 社会保障改革

第3章 具体的改革内容（改革項目と工程）

4. 年金

Ⅱ 現行制度の改善

（5）産休期間中の保険料免除

○ 次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後休業期間中も、同様に年金保険料は免除し、将来の年金給付には反映させる措置を行う。

☆ 子ども・子育て支援施策という位置付けで、早期に実施する。

☆ 平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。